

第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県立山博物館
指定管理者	公益財団法人富山県文化振興財団
指定管理期間	H30.4.1～R5.3.31
評価対象年度	平成30年度、令和元年度
所管課	文化振興課

評価年月：令和2年10月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の 確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限 の発揮(条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・ 利用者の増加・サービ スの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.0
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.8
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
3 施設の効率的な管理(条例 第4条第2号)	施設に係る経費節減 策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正か つ確実にを行うための財産的基 礎及び人的構成(条例第4条 第3号)	指定管理者の財政的 基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に 行うだけの経営基盤を維持 しているか	2.0
		施設の機能を十分に発揮 した管理運営を実施できる 組織体制、職員数、職員 構成(資格、経験など)、 が確保されているか(防災・ 防犯及び災害・事故等緊 急時の体制を含む)	2.3
	指定管理者の人的構 成	職員の指導育成、研修体 制は十分か	2.3
総合評価			A

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	・一部の展示物の撮影を許可したことによるSNSによるPRやまんだらナイトワークの開催による来館者数の増加
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	・施設内容が大人目線のものになっている。子ども目線のものがないと若い人に来てもらえない。

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、定期報告書を受理・確認している。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	・施設整備の修繕工事の前後及び途中経過等の確認、運営状況等の確認のため、年間12回程度、現地確認を行っている。
指定管理者との連携状況は適切か	・立山博物館は多くの文化財施設を有しているため各施設の不具合の報告や修繕についての協議を行うなど、連携して管理を行っている。
モニタリングは適切に実施されているか	・指定管理者と県学芸課が行うアンケート調査の所管課における状況確認を行っている。